

嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(概要版)

平成 29 年 3 月

福岡県 嘉麻市

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)とは

配偶者(パートナー)や恋人等親密な関係にある、また過去に親密な関係にあった人からの暴力のことです。なぐる、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力、生活費などを渡さない等の経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形があります。

策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)において、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務としています。嘉麻市では、これまでの取組みをさらに充実するとともに、社会状況や本市のDV問題を取り巻く現状、国や県の施策をふまえた計画として策定し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにDVのないまちづくりをめざします。

計画の位置づけ

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づいて策定するものです。

また、第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画においては、基本目標Iにおいて「男女の人権を尊重する意識づくり」を定めており、その中の主要課題4「あらゆる暴力の根絶」の基本的施策1「配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み」の事業項目として位置づけるものです。

計画の期間

計画の基本的方向については、本市の総合計画との整合性を図りつつ、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。終了時または、社会情勢の変化等により、基本計画を運用する上で不都合が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の推進体制

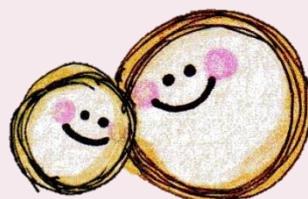
この計画の推進にあたっては、庁内に設置する嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議の機能を活かすなど、福岡県、警察、関係機関・団体等との緊密かつ幅広い連携により、DV防止に関する啓発及び被害者の支援に向け、施策を推進します。

計画の体系

本計画を推進するにあたっては、市民の正しい理解を促し、DVの防止・早期発見に努めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重し、国・県の関係機関や民間支援団体等との緊密な連携を図りながら、相談や自立支援に向けた総合的な施策を実施します。

そこで、本計画では、「予防」「連携」「自立支援」のテーマに基づき、「暴力を容認しない社会づくり」「被害の潜在化を防ぐ」「被害者のきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定」を3つの分野を柱として、それぞれに基本目標、基本的施策を定めています。

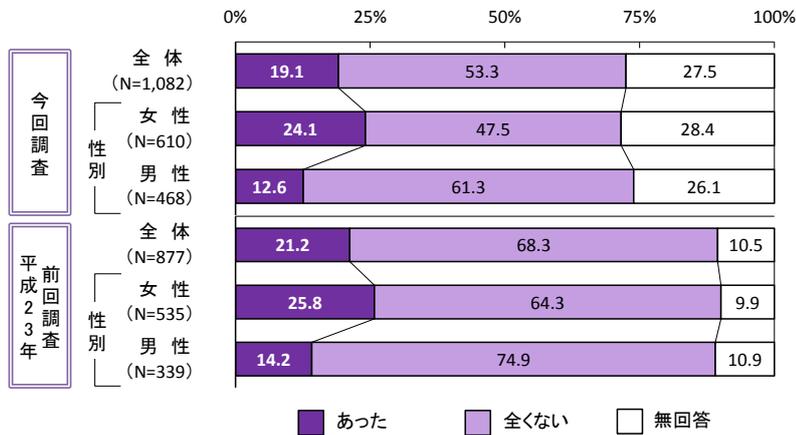
テーマ	基本目標	基本的施策
 予防 ～暴力を容認しない社会づくり～	I DVの根絶に向けた啓発と被害の防止	1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成 2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築
 連携 ～被害の潜在化を防ぐ～	II 相談しやすい体制の充実	1 相談の組織・体制の構築 2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応 3 窓口職員の研修の充実
 自立支援 ～被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定～	III 被害者の自立のための支援	1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮 2 生活の安定に向けた各種手続の支援 3 被害者の情報保護



嘉麻市の現状

■暴力の経験

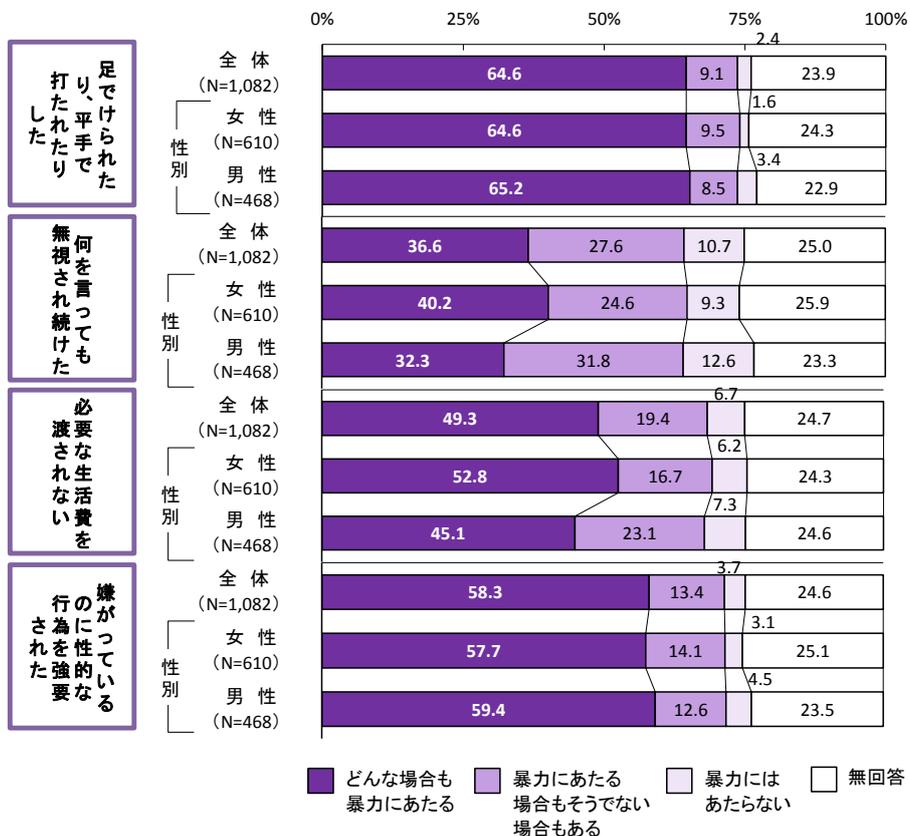
この3年間で配偶者や交際相手から暴力の被害を受けた女性は 24.1%、男性は 12.6%であり、嘉麻市においても少なくない数の人がDVやデートDVの被害を受けていることがわかりました。



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成 27 年)

■暴力だと思うもの

「何を言っても無視され続けた」などの精神的暴力は、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力に比べ、「どんな場合も暴力にあたる」という認識が低くなっていました。また、性別により、暴力だという認識に差がみられる項目も多くありました。



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成 27 年)



1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

DVは、プライベートな問題ではなく、人権侵害の問題です。DV問題に対しては、まずは、行政や教育に携わる職員や教職員が人権の問題として理解し、DVについての正しい認識を持つことが必要です。市民にも、このようなDVに対する理解と認識を共有できるように、継続的な啓発を進めることが求められます。

デートDVについても、加害者にも被害者にもならないよう、暴力防止と固定的性別役割分担意識の問題を人権の視点で理解できるデートDV防止教育を進めます。

具体的事業

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) DVに関する正しい理解の促進
- (3) 若年層に対する啓発の推進

2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築

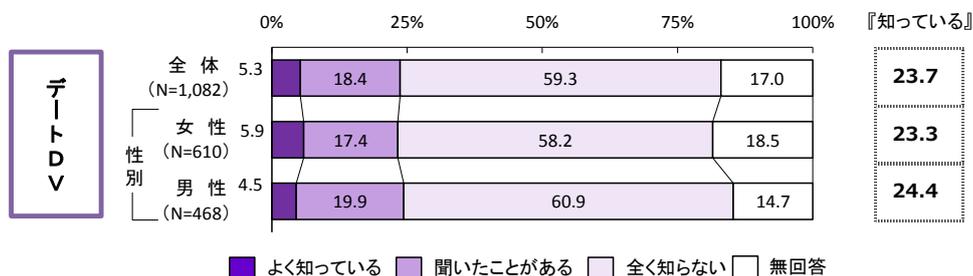
DVは、家庭という密室で行われるため、被害の早期発見には、家族や知人の身近な人の存在が重要となります。

DV被害者や被害者の身近にいる人に対しては、加害者に情報が伝わることのないよう安全に配慮して、相談窓口の周知を高める必要があります。地域から行政へのパイプ役となる民生委員・児童委員、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関が、警察など関係機関と連携して被害を早期発見し、早期介入できるよう、体制を強化します。加害者対策については、国の調査研究や関係団体等に関する情報を収集していきます。

具体的事業

- (4) 相談窓口の周知
- (5) 被害の早期発見及び適切な対応
- (6) 加害者対策に関する情報収集

■デートDVという言葉について



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

デートDV

結婚していない交際相手からふるわれる暴力。中学生、高校生など若い人の間でも起きています。

1 相談の組織・体制の構築

DV対策においては、被害者が相談しやすくなるような、専門家や公的機関の相談体制の整備が必要です。しかし、DV被害者は相談をためらう傾向があります。

嘉麻市では、「女性相談窓口」「かま女性ホットライン」を開設していますが、今後は、より被害者の立場に立った相談体制へと整備するために、事案に応じてDV被害者支援庁内連絡会議を開催します。配偶者暴力相談支援センター（福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）と緊密な連携体制をとるために、日頃より情報交換を行います。男性や性的少数者への相談についても情報提供を行います。

具体的事業

- (7)人権教育・啓発の推進
- (8)DVに関する正しい理解の促進
- (9)若年層に対する啓発の推進

2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応

外国人や障がい者、高齢者等は、DV被害を受けた場合に、より困難な状況に置かれます。また、同性間におけるDV被害については、LGBTなどの性的少数者への理解が行き届いていない相談窓口では、被害者が相談できない可能性があります。

多言語による支援を求めている外国人に対して、これまで以上にきめ細かな対策ができるよう努めていきます。高齢者や障がい者に対しては、その特性に応じた、よりきめ細かな対応ができるよう配慮するとともに、相談窓口の情報提供の充実等を図っていきます。さらに一時保護、自立支援においても、同様に配慮します。

具体的事業

- (10)外国人等からの相談に対する適切な対応

2 窓口職員の研修の充実

DV被害者は、経済的に困窮するなど多様な生活課題を抱えています。そのため、福祉や保健、教育、住宅などの行政の窓口で相談に訪れる可能性は高く、それらはDV被害者を適切な支援につなぐ機会となります。また、担当職員が不適切に対応して被害者をさらに傷つけるなどの二次被害を与えないようにする必要もあります。

行政の窓口は、被害者支援における重要な役割を担っているという自覚を持てるよう、関係職員に対する研修をさらに充実していきます。

具体的事業

- (11)窓口職員の研修の充実



LGBT

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人などを表現する包括的な言葉。一般的に性同一性障害も含む）の総称。

1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮

DV対策において、安全対策は重要な課題であり、被害者や被害者の家族、友人、支援者等への安全に配慮しなければなりません。また、被害者は、暴力を受けたことにより、自尊感情が低下するなど、精神的な課題を抱える場合もあります。

市では、暴力追放相談員を配置し、警察との連携を取っていますが、DV被害者と支援をする立場の人たちの安全確保のために、これらの連携を強化していきます。また、被害者の心理的なケアに対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、庁内の保健師や庁外の医療機関、児童相談所などと連携して、適切な心理的支援を実施します。

具体的事業

- (12) 被害者の安全のための警察との連携強化
- (13) 心理的ケアへの配慮

2 生活の安定に向けた各種手続の支援

DVは、家庭という生活共同体で起きるため、被害を逃れるために家を出た場合は生活基盤を失うこととなります。暴力から逃れたDV被害者が、自立して新たな生活を営むためには、住宅や生活費及び就労が確保され、安定した生活基盤を築く必要があります。

市においては、被害者の自立支援のための住宅の確保に努め、また、被害者の生活再建のために庁内外で関係機関が連携できるよう、被害者に必要な社会資源が一目でわかる「資源マップ」を作成します。被害者が将来に希望を持てるよう、自立した生活を支援する福祉事業に関する情報を適切に提供して行きます。

具体的事業

- (14) 住宅の確保支援
- (15) 福祉施策等に関する情報の提供

2 被害者の情報保護

DV被害者が新たな生活での安全を確保するためには、加害者による被害者の住所探索を防ぐ必要があります。また、被害者が、各種の手続きから個人情報に加害者に知られないよう情報保護を徹底する必要があります。

市では、住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の柔軟な運用など、被害者の情報の保護に努めてきましたが、今後は、情報の適切な管理を強化し、職員の管理能力を高めるために、電算情報システムの運用については、定期的に情報交換や共通課題の解決等を行います。職員の異動等によって、情報の管理体制が途切れることのないように被害者の情報の運用に関してのマニュアル化も進めます。

具体的事業

- (16) 被害者情報に関する適切な管理と運用



成果指標

- 1 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
- 2 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
- 3 平成29年度から平成33年度（目標年度）までの5年間です。

1. 嘉麻市男女共同参画推進課（女性相談窓口）についての認知度

平成27年の市民意識調査によると、「男女共同参画推進室（女性相談窓口）」の存在を知っているのは、全体で33.8%でした。

50%を目指します

2. デートDVに対する認知度

平成27年の市民意識調査によると、「デートDV」の認知度は、全体で23.7%でした。

50%を目指します

3. パープルリボンプロジェクトについての認知度（周知度）

30%を目指します

パープルリボンプロジェクト

パープルリボンは1994年2月、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州のベルリンで、大人のレイプや虐待などの被害を克服した当事者、医療専門家、セラピスト、法律関係者、関心を持つ市民らによって結成された、インターナショナル・パープルリボン・プロジェクト（IPRP）から始まりました。現在、40か国以上の国際的な草の根運動のネットワークになっています。日本では、NPO法人全国女性シェルターネットワークが中心となり、パープルリボン活動を展開しています。



平成29年3月

発行／嘉麻市 男女共同参画推進室

（平成29年4月から男女共同参画推進課）

〒821-0012 福岡県嘉麻市上山田1347番地10

電話（0948）53-1120 FAX（0948）52-2766

E-mail danjo@city.kama.lg.jp